

令和7年度「第4回ちゅうちな一草の根平和貢献賞表彰事業」

業務委託に係る企画提案募集要領

1 目的

平和に関する身近な社会貢献活動に取り組む者を表彰することにより、平和で豊かな地域社会の実現に寄与することを目的として、第4回ちゅうちな一草の根平和貢献賞表彰式の開催及びパネル展示等を実施する。

2 本企画提案に係る業務

- (1) 業務の件名：令和7年度「第4回ちゅうちな一草の根平和貢献賞表彰事業」
業務委託
- (2) 業務の内容：令和7年度「第4回ちゅうちな一草の根平和貢献賞表彰事業」
業務委託企画提案仕様書のとおり
- (3) 契約期間：契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4) 提案総額の上限額：2,252,000円（消費税及び地方消費税相当額10%を含む）
※企画提案の為に提示する金額であり、契約金額ではない。

3 主催および連絡先

- (1) 主 催 沖縄県
- (2) 連絡先 沖縄県知事公室 平和・地域外交推進課
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2
担当：浦添、新屋敷
電話：098-894-2226
電子メール：aa071706@pref.okinawa.lg.jp

4 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とする。共同事業体の場合は、構成員の全てが(2)～(8)の要件を満たすこと。

- (1) 県内に本店又は支店を有する法人であること。共同企業体で実施する場合には代表法人が県内本店又は支店を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

※地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号の

いずれかに該当する者を参加させることができない。

ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(3) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営の実質的に関与していないこと。以下の要件については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合があり、契約後に該当することが判明した場合には契約を解除するものとする。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 国及び沖縄県より指名停止措置を受けている期間中の者でないこと。

(6) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。

(7) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。

(8) 労働関係法令を遵守していること。

(9) 共同企業体で実施する場合は、共同企業体の中に代表法人を1者置くものとし、協定書を提出すること。代表法人は、本事業の運営管理、共同企業体構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、共同企業体を構成する法人を代表する。代表法人は以下の要件を満たすことが必須である。

ア 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。

イ 委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。

ウ 県内において業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに円滑に対応できる体制を有すること。

(10) 本業務の実施に際して、正副2名以上の専任の担当者を割り当て、十分な遂行体制

がとれる者

- (11) 共同企業体の構成員は、他の共同企業体の構成員となることはできない。また、共同企業体の構成員は、法人単体で申請することはできない。

5 手続及びスケジュール

(1) 提出書類様式、仕様書等の交付

ア 期 間：令和7年7月24日（木）～令和7年8月12日（火）

イ 交付場所：沖縄県ホームページに掲載する。

(2) 本件に係る説明会、質問及び回答

ア 説明会：開催しない。

イ 質問方法：書面（質問書【様式8】）を3(2)の連絡先へメールで提出）

※共同企業体を予定する場合は、代表事業者が提出すること。

※件名は【第4回ちゅうちな一草の根平和貢献賞表彰事業業務委託に関する質問】とすること。

ウ 質問受付期間：令和7年7月24日（木）～31日（木）17：00まで

エ 回答：令和7年8月1日（金）までに、沖縄県平和・地域外交推進課ホームページに回答を掲載する。

(3) 企画提案書及び関係書類の提出

ア 提出期限 令和7年8月12日（火）17：00必着

イ 提出物 企画提案書および7に定める全ての書類。

ウ 提出先 3(2)に定める連絡先に持参により提出をすること。

※共同企業体での応募の場合は、代表事業者が申込みを行うこと。

(4) 選考方法

応募者多数の場合、第一次審査（書面審査）を行い、選定された応募者に対して、第二次審査（プレゼンテーション）の日時等の案内をし、選定されなかった応募者に対しては、結果のみを通知する。【令和7年8月中旬までに通知予定】

(5) 第二次審査（プレゼンテーション）

ア 実施日時：令和7年8月中旬～下旬（予定）

※日時等の詳細は、応募者へ別途案内をする。

イ 会 場：応募者へ別途案内をする。

(6) 審査結果の通知：令和7年8月下旬（予定）

6 企画提案書の作成及び提出

提案書の作成にあたっては、令和7年度「第4回ちゅうちな一草の根平和貢献賞

表彰事業」業務委託企画提案仕様書（以下「本仕様書」という。）の記載内容を十分に踏まえること。

提案書は原則として日本語表記とすること。ただし、固有名詞や専門用語等はその限りでないが、必要に応じて用語集を作成し添付すること。また、提案書は、他の資料を用いず提案書内で完結していること。

(1) 提案書の形式

ア 用紙サイズについては、A4 横形式（A3 折込可）、横書きとする。

イ 本文で使用する文字については、10.5 ポイント以上とする。ただし、図表内の文字については除く。

ウ 提案書については、表紙、目次および背表紙以外に 20 ページ以内とし、ページ番号を付与すること。

エ 提案書の表紙に企業名あるいは共同企業体名を記載すること。

(2) 提出部数

用紙媒体 7 部（原本 1 部、副本 6 部）

なお、提出する企画提案書は 1 案に限る。

7 企画提案書以外の提出書類

(1) 企画提案参加申込書【様式 1】 7 部

共同企業体の場合、代表する幹事となる事業者にて提出し、全構成員を記入すること。

※下例のようにグループ企業等により企画提案者と申請者（契約者）が異なる場合、契約以降の処理を委任する旨の委任状の添付が必要であるとともに、実施体制における企画提案者の関与が必要である。

例）提案：〇〇株式会社、申請及び契約：〇〇株式会社沖縄支社

(2) 会社概要等

A4 版 7 部

ア 会社概要【様式 2】 7 部

組織図（任意様式）、保有資格等があればそれを証明する書類の写しを添付すること。また、会社の概要が記載されたパンフレット等があれば添付すること。

※共同企業体の場合は、会社毎に提出すること。

※県外に本店所在する場合に限り、県内支店の所在地を記入すること。

イ 過去の類似業務実績【様式 3】 7 部

契約書の写し等、事実確認ができる書類を添付すること。

ウ 実施体制、担当【様式 4】 7 部

本事業に従事する担当者について、役割、担当業務、実務経験年数、保持資格、これまでの同種の業務経験等を記載すること。

※本業務に専任担当者を設置すること。

※共同企業体の場合、ア～ウについて構成員毎に作成の上、さらにウについて全体の実施体制図を添付すること。

エ 共同企業体協定書（共同企業体のみ）【様式 5】原本 1 部、副本 6 部

オ 積算書【様式 6】7 部

カ 誓約書【様式 7】原本 1 部、副本 6 部

8 評価及び契約

(1) 企画提案の評価

関係者で組織する企画提案業者選定委員会において企画提案書の審査を行い、順位上位のものが優先交渉権者となり、不調の場合は、次順位以下を繰り上げる。また、評価にあたり、必要と認める企画提案者に対して、疑義照会を行うことがある。

(2) 評価項目

企画提案書の記載事項に基づき評価を行う。

(3) 結果の通知

全ての企画提案者に対し、文書にて選定結果を通知する。

評価の内容、審査の経過については公表しない。

選定結果についての質問や異議申し立て等は受け付けない。

(4) 契約

ア 契約は、選定された優先交渉権者と沖縄県との間で協議を行い締結する。

ただし、沖縄県と優先交渉権者との協議において合意に至らなかった場合は、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

イ 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

ウ 本委託業務は再委託が制限されており、別紙企画提案仕様書を確認すること。

9 その他

(1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 費用の負担

提出書類等の作成・提出、疑義照会への出席等応募のために要する費用は、企画提案者の負担とする。

(3) 企画提案等の扱い

ア 提案された企画すべてを実施するものではない。

- イ 提出された企画提案書等の書類は返却しない。
- ウ 企画提案書等の書類は、審査以外の目的に使用しない。
- エ 企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲でコピーを作成することがある。

